

「水道使用水量のお知らせ」裏面広告募集要領

令和7年度の「水道使用水量のお知らせ」の裏面への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

1 広告媒体について

名称	「水道使用水量のお知らせ」の裏面
広告媒体の概要	水道メーターの検針は2か月ごとに行っており、令和7年4～5月を第1期、6～7月を第2期…とし、第1期から第6期までの検針時に、「水道使用水量のお知らせ」を投函しています。
掲載期	令和7年度 第1～6期 ・ 第1期（配付時期：令和7年4月－5月） ・ 第2期（配付時期：令和7年6月－7月） ・ 第3期（配付時期：令和7年8月－9月） ・ 第4期（配付時期：令和7年10月－11月） ・ 第5期（配付時期：令和7年12月－令和8年1月） ・ 第6期（配付時期：令和8年2月－3月）
広告媒体の全体サイズ 及び広告枠サイズ	【広告媒体の全体サイズ】縦114mm×横180mm 【広告枠サイズ】縦98mm×横180mm （詳細な見本は、次ページ参照） ※ 広告媒体の全体及び広告枠のサイズやレイアウト等については、掲載期間中に変更となる場合があります。
発行部数	1期（2か月）当たり約50万枚 ※ 給水契約数の変動などによって、発行部数が増減する可能性があります。
配付方法	給水契約を結んでいる各戸にポスティング（約50万件）
掲載色数	1色刷り（紺色） ※ 特殊な印刷加工につき、普通紙印刷等と比較して多少の色落ち等が生じることを御了承ください。

2 広告料金について

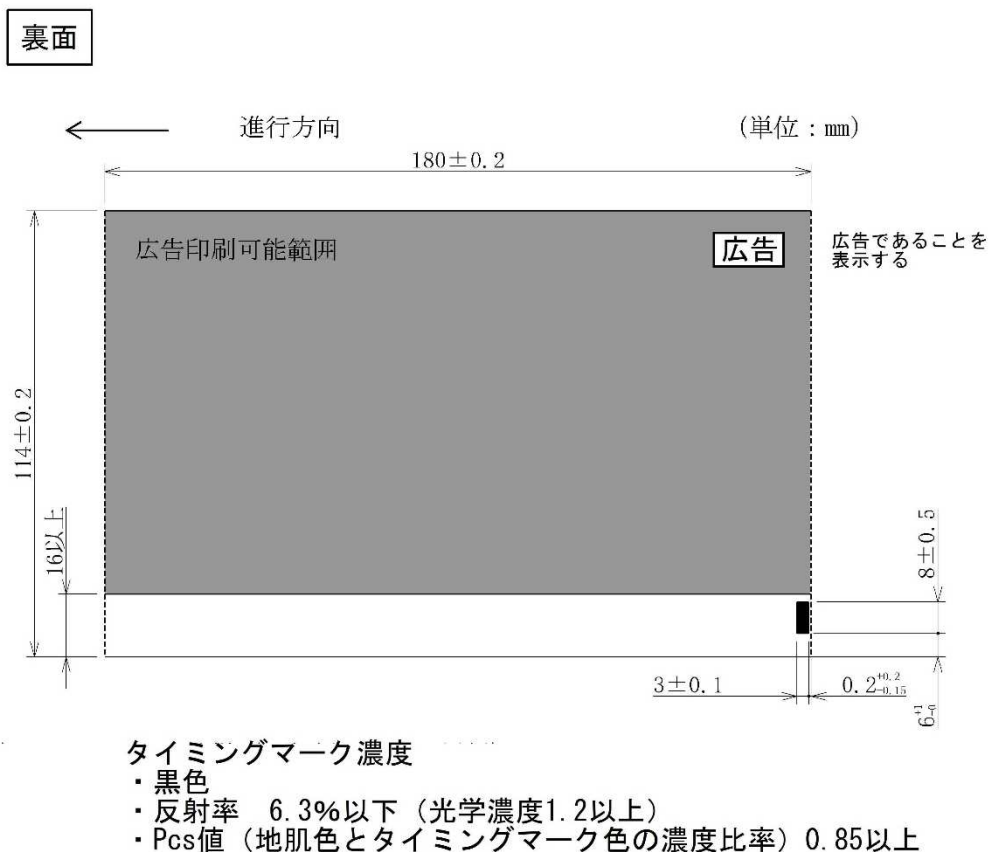
最低予定価格は、900,000円（税込）とし、6期分一括での入札を実施します。

広告料金（希望掲載金額）については、最低予定価格以上の金額としてください。

入札がなかった場合、まず先着順にて6期分一括での申込受付期間を1週間設け、それでも申込みがなかった場合は、先着順にて掲載期単位での広告主を募集します。

ただし、先着順での申込みの場合の広告料金については、6期分一括の場合は 900,000円（税込）、掲載期単位の場合は、1期（2か月）当たり150,000円（税込）となります。

3 広告媒体見本（契約当初）



4 広告掲載申込について

申込資格	契約の相手方は、京都市上下水道局広告事業実施要綱及び京都市上下水道局広告掲載基準の規定を満たす広告主又は広告代理店等とします。
申込方法	以下の書類について、京都市上下水道局経営戦略室まで持参又は郵送で御提出ください（様式はホームページからダウンロードしてください）。 ※ 申込み前に、必ず以下の申込先までお電話ください。 1 令和7年度「水道使用水量のお知らせ」裏面広告掲載契約申込書 2 添付書類 (1) 法人の場合：履歴事項全部証明書 【発行後3か月以内のもの】 個人の場合：住民票の写し【発行後3か月以内のもの】 団体の場合：別途当局が指定するもの (2) 暴力団排除条例に規定する誓約書 (3) 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※ (2)及び(3)については、京都市上下水道局競争入札参加資格を有していない方のみ
申込先及びお問合せ先	〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町1-1番地3 京都市上下水道局経営戦略室資産活用担当（総合庁舎5階） 電 話 075-672-7710 F A X 075-682-2454 E-Mail s.koukoku@suido.city.kyoto.lg.jp
申込受付期間	本要領公表日から令和7年1月14日（火）まで。 ※ 持参の場合、受付時間は、営業日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）の午前9時から正午及び午後1時から同5時までです。 ※ 郵送の場合、受付期間内に必着とします。
掲載の決定方法	① 最低予定価格以上の応募の中から、関係規定に基づく広告内容等の審査を行い、希望掲載金額が一番高い応募者を掲載者として決定します。 ※ 希望掲載金額が同額である申込みが複数あった場合、当局で抽選を行います。 ② 上記①の結果、入札者がなかった場合、令和7年1月15日（水）午前9時から、最低予定価格により先着順にて6期分一括での申込みを受け付けします。 ③ 上記②においても、申込者がなかった場合、令和7年1月22日（水）午前9時から、最低価格により先着順にて掲載期単位での申込みの受付を開始します。 ※ ただし、各掲載期の入稿期限直前での申込みの場合は、当局が広告掲載に支障がないと認めた場合に限りします。

	※ 申込みのなかった掲載期の有無については、申込受付期間終了後、ホームページでお知らせします。 ④ 応募いただいた方には広告掲載者決定後、掲載決定又は非掲載をお知らせする通知書を送付するとともに、掲載決定の場合は、契約書を締結します。
関係規定	・ 京都市上下水道局広告事業実施要綱 ・ 京都市上下水道局広告掲載基準 ※ ホームページに掲載しています。必ずお読みください。
注意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規定等を必ず遵守してください。 ・ 上下水道事業と競合又はその可能性がある広告及び水道・下水道事業関連事業者の広告は掲載できません。 ・ 原則、広告の途中掲載停止や契約解除はできません。また、広告料金の返金や減額は行いません。 ・ 京都市税、水道料金及び下水道使用料について、滞納がある場合は、申込みできません。 ・ 広告内容については、当局による事前承認を得ていただく必要がありますので、広告内容決定後速やかに御連絡ください。

5 広告原稿の入稿について

入稿方法	広告原稿データは広告主において「Adobe illustrator CS5」以前のバージョンで作成（文字はアウトライン化した状態のものであること。）し、「.ai」形式ファイルにて入稿してください。
入稿期限	原則、お知らせ票配付開始日の2か月前に入稿（詳細な日程等は、掲載決定後に別途御案内いたします。）
原稿作成時の留意点	印刷等の都合により、場合によっては原稿の修正をお願いすることがあります。 ・ べた塗り部分は、印刷の際にかすれが発生しやすくなります。特にべた塗りの面積が広いと、かすれが目立ちます。 ・ 写真原稿やグラデーションを用いた表現は、微妙なトーンの表現が難しいため、極力使用をお避けください。 ・ 濃い色の背景に小さい文字を配置すると文字がつぶれやすいため、極力使用をお避けください。

6 「水道使用水量のお知らせ」裏面広告を掲載していただいた方への特典

裏面広告を初めて掲載していただいた方は、広告掲載期間のうち任意の1か月間、当局ホームページトップページ下部のバナー広告枠（令和7年度以降の募集については、令和7年度以降の「上下水道局ホームページバナー広告募集要領」を参照）に無料で広告を掲載できる「バナー広告お試し掲載」をご利用いただけます。

「バナー広告お試し掲載」の掲載条件等は以下のとおりです。

広告媒体	ホームページの名称	京都市上下水道局ホームページ
	ホームページアドレス	https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/
	ホームページの内容	水道・下水道の使用開始・中止、名義変更等の各種手続きが行えるほか、イベントの情報や料金表等を掲載しています。
	アクセス数 (トップページ)	令和6年度平均 約16,500件/月 (このデータは参考であり、アクセス件数を保証するものではありません。)
広告の規格	広告掲載位置	「トップページ」、「お客さまへ」、「事業者のみなさまへ」及び「上下水道局の紹介」各ページの下部 ※ 広告を掲載する枠の位置は指定できません。
	規格	・ 画像サイズ：縦60ピクセル×横140ピクセル ・ ファイル形式：J P E G ・ データ容量：20キロバイト以内 ※ 点滅や切り替わりなど、動きのあるバナーは掲載できません。 ※ ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮した広告を御作成ください。 ※ バナーから広告主のホームページに直リンクとします。
掲載条件	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の2週間前 (デザインについて、入稿期限までに上下水道局の承認を得る必要があります。)
	広告原稿の入稿方法	バナー画像は契約者又は広告主において作成し、データで入稿してください。(内容により、修正等を依頼する場合があります。)
広告の範囲	関係規定	・ 京都市上下水道局広告事業実施要綱 ・ 京都市上下水道局広告掲載基準 ※ ホームページに掲載しています。必ずお読みください。
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	以下の広告は掲載できません。 ① 水道・下水道関連工事業者 ② 浄水器やミネラルウォーター等の本市上下水道事業と競合又はそのおそれのある広告
申込手続等	申込資格	契約の相手方は、京都市上下水道局広告事業実施要綱及び京都市上下水道局広告掲載基準を満たす広告主又は広告代理店等とします。

	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規定等を遵守してください。 ・ 京都市税、水道料金及び下水道使用料について、滞納がある場合は、申込みできません。 ・ 広告デザインは、当局による事前承認を得ていただく必要がありますので、決定後速やかに御連絡ください。 ・ 同一期間に、同一広告を複数枠掲載することはできません。 ・ 原則、広告の途中掲載停止や契約解除はできません。また、広告料金の返金や減額は行いません。 ・ メンテナンス等により、ホームページ閲覧ができない期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 広告掲載者の都合で広告を掲載しない期間が生じた場合であっても、広告料金の返金や減額は行いません。 ・ 広告の掲載基準等に照らし、当局から広告内容等について修正の指示があった場合は、その指示に従ってください。 ・ 広告の内容等に関する責任は広告掲載者が負うものとし、紛争等は広告掲載者の責任及び負担において解決するものとします。
--	----------	--